



第4回 淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会

令和5年3月29日

目 次

1. 令和4年度の経過報告
2. 公募条件について
3. 「都市・地域再生等利用区域」の指定
(いわゆる河川空間のオープン化)について
4. 今後のスケジュール

1. 令和4年度の経過報告

○ かわまちづくり計画への登録

令和4年8月9日、淀川河川敷十三エリアにおいて「子どもから大人まで多様な人が自然に集い、交流の輪が広がり、人が繋がる河川敷」をコンセプトとしたまちづくりのための親水空間を整備する、「淀川河川敷十三エリアかわまちづくり計画」が国の支援制度に登録された。

かわまちづくり支援制度のしくみ

- ・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度。
- ・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行う。

かわまちづくりで実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、水辺空間の質を向上させ、地域の活性化や地域ブランドの向上などが実現できる。



1. 令和4年度の経過報告

○ 追加マーケットサウンディング実施結果

【調査目的】

本件エリアにおいて、事業者募集の公募条件整備のために、民間事業者からどのような事業が展開できるのか、事業の実現性、整備条件についての意向等を把握すること。

【参加事業者数】 4 事業者

【今回調査期間】

令和4年12月6日、7日、14日、23日	対話の実施
令和5年3月27日	結果の公表

【対話の内容】

※ 準則 = 河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号）

- (1) 国が現在施工している堤防の裏のり面上の盛土工事について、西側80m部分は、令和5年6月中に完成し、7月以降に利用できる予定である。順次、その部分から東に向けて盛土の工事を進めていくが、東側180mの部分の利用を考えている場合、その必要性を教えていただきたい。
- (2) 国が現在施工中の船着場の竣工は、令和6年度末を予定しているが、もし、これより早める理由があるのであれば、具体的に教えていただきたい。
- (3) 河川区域内での駐車場、駐輪場建設は、動線や事故防止の観点から、現時点では整備内容として想定していない。本件エリア内では、準則第22第3項各号に掲げる施設で、準則第8から第11までの基準に適合するものの設置を検討いただくことは可能か。

(参考) 前回のマーケットサウンディング結果

【参加事業者数】 6 事業者

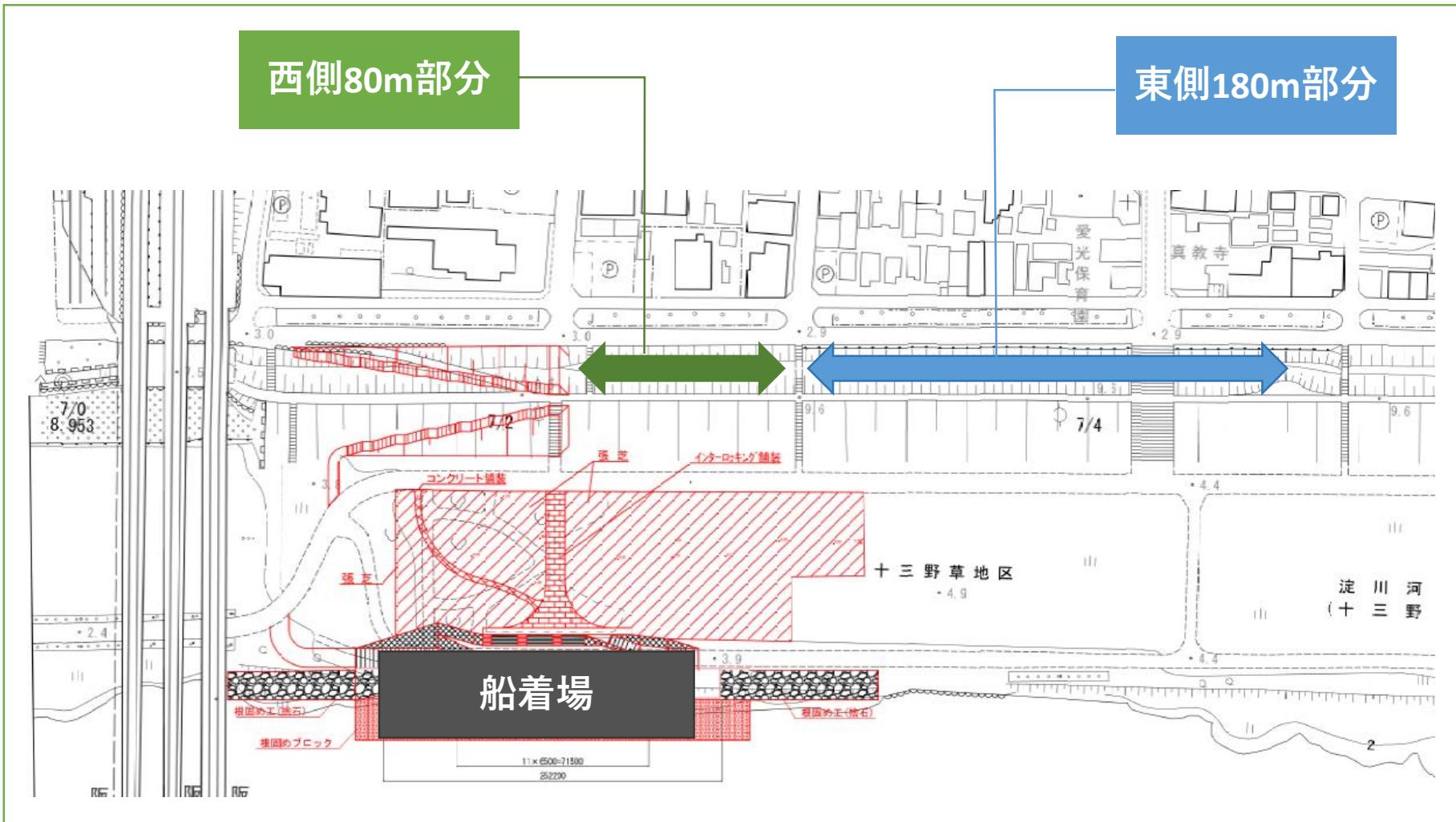
【調査期間】

令和4年1月14日、17日	対話の実施
令和4年1月31日	結果の公表

1. 令和4年度の経過報告

○ 追加マーケットサウンディング実施結果

【本件エリア付近図】



1. 令和4年度の経過報告

○ 追加マーケットサウンディング実施結果

【事業者からの主な意見について】

(盛土の東側180mの必要性について)

- ・ソフト面を充実させながら、少しずつハード面を整えていくという観点で捉えているので、将来的に拡張していくうえではあったほうが望ましい。将来的に整備できるのであれば、今でなくてもよい。
- ・面積が広いほど収益は上がる所以、東側180m部分も工事していただきたい。

(船着場の竣工時期について)

- ・具体的な利用計画は未定ではあるが、事業開始時点で使用可能な状態が望ましい。
- ・事業開始前にオペレーションの練習や運行のチェックが必要のため、1年間か少なくとも半年は準備期間をもらえるように竣工していただきたい。

(駐車場・駐輪場の整備について)

- ・収益・アクセス・路上駐車対策の観点から必要と考えている。
- ・駐車場については重要視していないが、駐輪場は必要と考えている。

1. 令和4年度の経過報告

○ ハード施策の進捗状況

堤防裏のり面の盛土工事（西側80m部分）	令和4年11月着工、令和5年6月中竣工予定。	
船着場	令和4年9月着工、令和6年度末竣工予定。	
多目的空間（河川公園）整備	芝生化	令和2年12月着工、令和3年3月竣工。
	通路舗装	着工未定、令和6年度末竣工予定。



【令和5年1月 盛土工事の写真】



【令和5年1月 船着場工事の写真】

2. 公募条件について

【事業提案を求める内容】

- ・本件エリアの立地特性を最大限に活かし、来場者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成・動線に関する工夫やイベント等のにぎわい創出など、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力を発揮いただき、ハード事業、ソフト事業、舟運事業、管理運営事業をすべて一体的に実施する事業予定者を募集。

【契約等に関する事項】

- ・準則第22に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（いわゆる河川空間のオープン化）は、事業予定者の選定後に淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の合意と大阪市長からの要望を受けて行われる予定である。
- ・「都市・地域再生等利用区域」の指定がされた後、大阪市と事業予定者の間で「大阪市淀川区淀川河川敷十三エリア整備・運営事業協定書」と「占用区域の使用に係る契約書」を締結するものとする。

【実施期間】

- ・本事業の実施期間は提案事項とする。提案の上限は20年間とするが、具体的には準則第24により河川法第24条に基づく許可期間の上限（10年間）を超えない許可期間を協定で定め、許可期間満了後の許可更新に応じて、大阪市と事業予定者で協議のうえ協定の実施期間を延長するものとする。
- ・占用区域使用契約の契約期間は、上述の実施期間内とする。

2. 公募条件について

【マーケットサウンディングを踏まえた公募条件の整理】

○ 前回のマーケットサウンディング結果
から見える課題

- ・堤防裏のり面における店舗等（建物）の設置条件の整理
- ・堤防裏のり面及び多目的空間（河川公園）のインフラ整備

○ 今回のマーケットサウンディング結果
から見える課題

- ・堤防裏のり面の盛土部分の使用可能範囲
- ・船着場の竣工時期
- ・駐車場、駐輪場の整備の可否

○ 公募条件での示し方

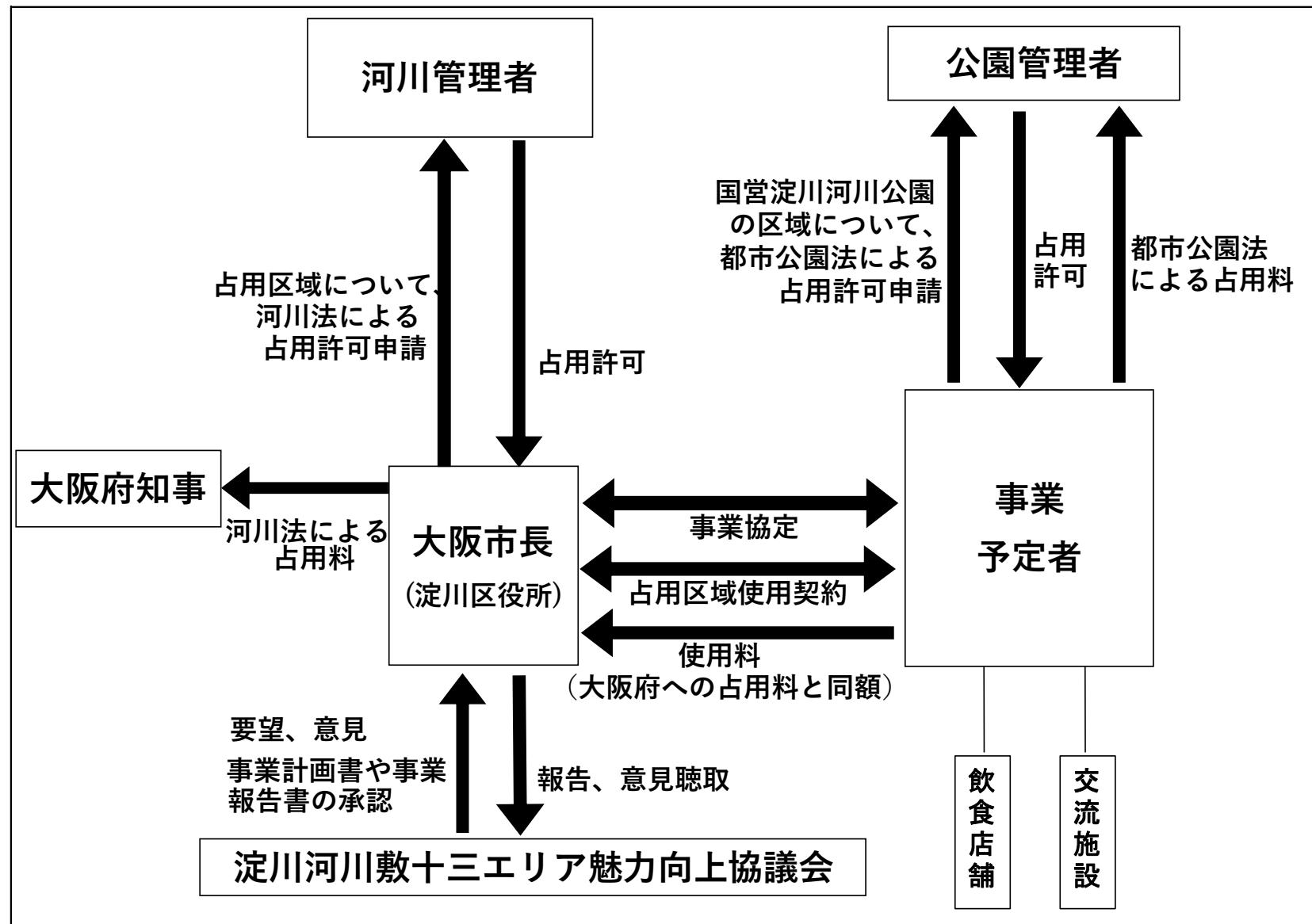
- ・堤防裏のり面の盛土部分については、荷重10kN/m²以内の店舗等（建物）であれば建築可能。なお、提案された建物の設置可否については、河川が増水した場合の具体的な安全対策の確認を経てから判断される。出水時には撤去していただく可能性があるため、出水時の撤去計画の策定が必要。
- ・必要なインフラ設備（上下水道・電気・ガスなど）については、各インフラ事業者との協議も含め事業予定者が自ら行うこととする。



- ・堤防裏のり面上の盛土部分は、幅約7m、長さ約80mで令和5年6月中に完成予定。当該箇所から東方向への盛土工事（約180m）については未定のため、この箇所を活用した提案をしようとするときは、この箇所を活用しない提案もあわせて行うこと。
- ・現時点では十三船着場は令和6年度末に竣工予定。
- ・事業対象区域内においては、動線や事故防止の観点から駐車場及び駐輪場の整備は予定していない。準則第22第3項各号に掲げる施設で、準則第8から第11までの基準に適合するものの設置を検討すること。

2. 公募条件について

【事業スキーム】



2. 公募条件について

【淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会の役割】

○ 「事業計画書」の承認

- ・事業予定者は、協定締結後速やかに、「事業計画書」を大阪市長に提出し、その承諾を得なければならない。

⇒ 大阪市長が承諾をする際に、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に報告し、承認を得るものとする。

- ・社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により、公共公益上の観点からやむを得ず「事業計画書」を変更する必要がある場合も同様とする。

【事業計画書への記載内容】

- ・ハード事業の整備計画、営業形態、安全・環境衛生・防災対策及び維持管理（頻度・手法・範囲等）に関すること
- ・ソフト事業の企画及び実施に関すること
- ・舟運事業の企画及び実施に関すること
- ・広報及び宣伝、事業収支並びに人員配置
- ・災害発生時その他緊急時におけるハード事業施設利用者の安全確保、避難誘導及び連絡体制
- ・事業実施に係るリスク回避策
- ・その他事業の実施及び評価に必要と認められること

○ 「事業報告書」の承認

- ・事業予定者は「事業報告書」を大阪市の会計年度毎に毎年度作成し、毎年度終了後20日以内に提出するものとする。

⇒ 「事業報告書」が提出された場合は、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に報告し、その承認を得るものとする。

- ・事業予定者は、大阪市長又は淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会から事業報告の内容について意見等を付された場合又は必要な資料の提出等を求められた場合は、誠意をもって対応するものとする。

【事業報告書への記載内容】

- ・事業の実施状況
- ・ハード事業施設全体及びハード事業施設毎の利用状況
- ・事業にかかる経費等の収支状況
- ・その他事業実施状況を把握するために必要な項目（事業効果など）
- ・今後の事業の見通し又は方向性

3. 「都市・地域再生等利用区域」の指定 (いわゆる河川空間のオープン化) について

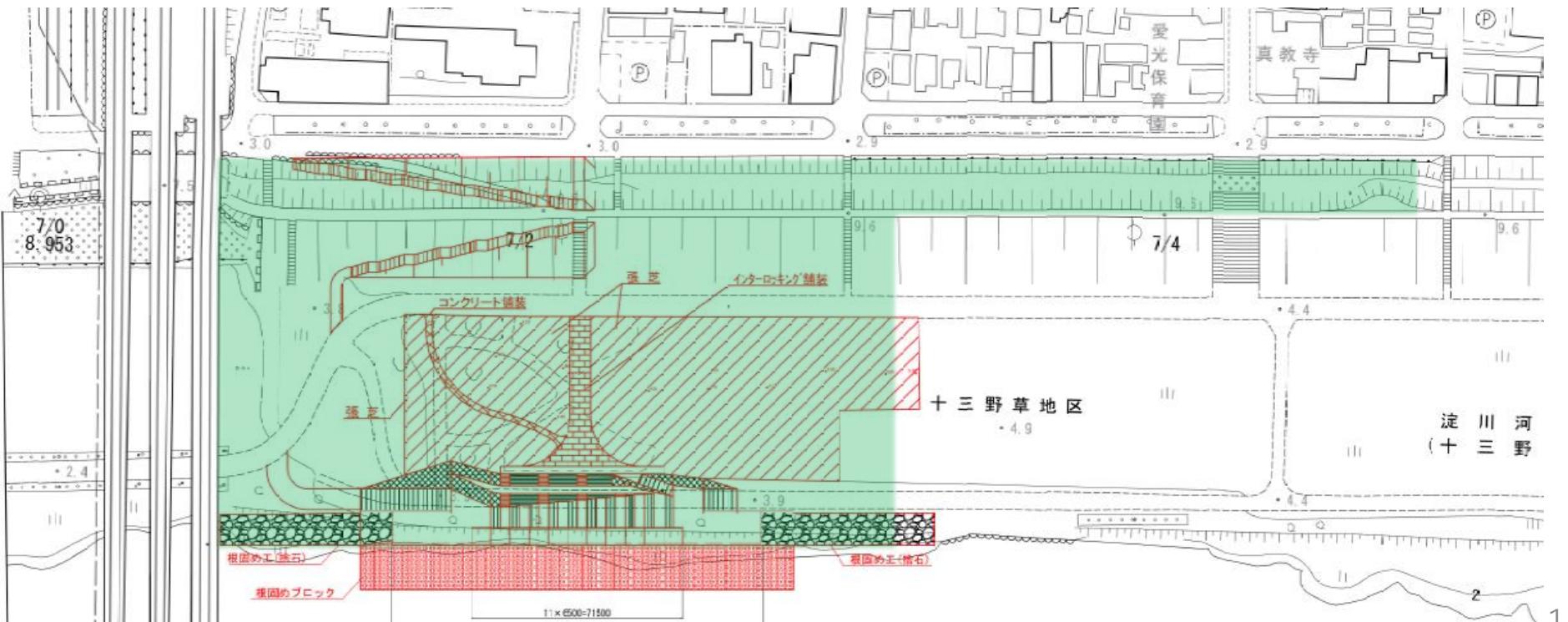
○ 事業者決定後、下記の内容で河川管理者に準則第22第5項に基づき、「都市・地域再生等利用区域」指定の要望を、淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会に占用方針等の内容の合意を得てから、大阪市長が河川管理者に行うこととする。

【占用者】 大阪市長 【都市・地域再生等利用区域】 下図緑ハッチ部分を最大限のエリアとする。

【オープン化の対象とする占用施設】

準則第22第3項各号に掲げる施設とし、準則第8から第11までの基準に適合するものとする。

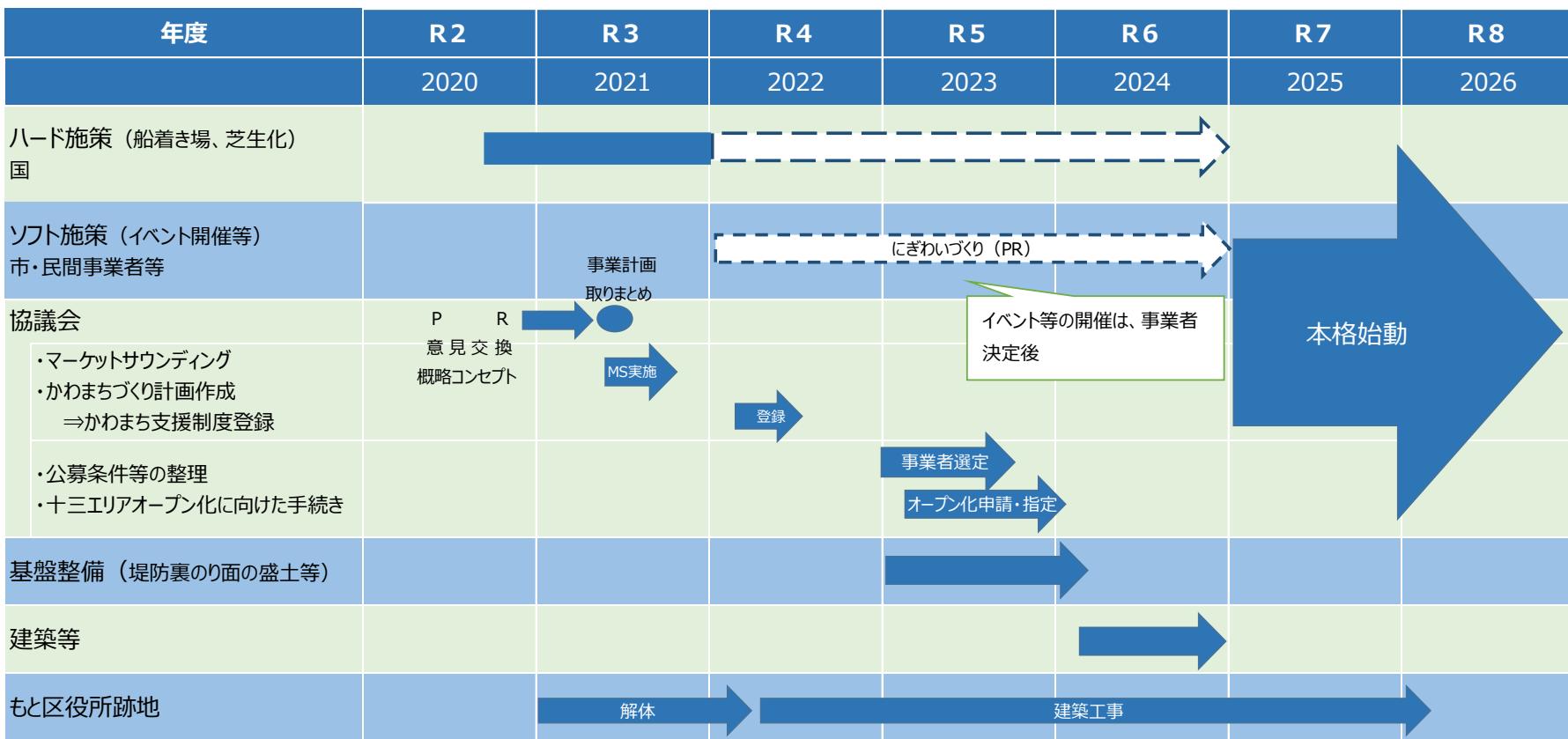
(広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等)



4. 今後のスケジュール

【全体スケジュール(予定)】

※現時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。



(第1回協議会・令和3年3月31日)

(第2回協議会・令和3年9月14日)

十三駅周辺のまちづくりの展望、協議会の位置づけ

導入する機能の整理、コンセプトの作成

万博開催期間

令和7年(2025年)4月13日~10月13日

⇒ マーケットリサーチの実施による事業の内容（ハード・ソフト）や範囲の整理

(第3回協議会・令和4年3月28日)

マーケットサウンディングの結果、かわまち事業計画の作成

⇒ かわまち支援制度の申請、今後の検討事項の整理

(第4回協議会・令和5年3月29日)

公募条件について、「都市・地域再生等利用区域」の指定（いわゆる河川空間のオープン化）に向けた手続きについて

(第5回協議会・予定)

「都市・地域再生等利用区域」の指定（いわゆる河川空間のオープン化）の合意、事業計画書の承認